

大 都 土 発 第 7 号
令 和 3 年 4 月 7 日

東大和市交通安全対策審議会委員 殿

東大和市長
尾 崎 保 夫

令和3年度第1回東大和市交通安全対策審議会の開催について（通知）

春暖の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、交通安全対策につきましては、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、下記のとおり審議会を開催いたしますので、ご多用のところ恐縮ですが、ご出席いただきますようお願いいたします。

記

- | | |
|-------|---|
| 1 日 時 | 令和3年5月10日（月）午後2時00分から |
| 2 場 所 | 東大和市役所会議棟 2階 第6会議室 |
| 3 内 容 | 1. 市長挨拶
2. 委嘱状の交付
3. 委員の自己紹介
4. 会長の選出
5. 会長挨拶
6. 職務代理者の指名
7. 諮問
8. 議題
（1）東大和市交通安全計画（令和3年度から令和7年度）
について
（2）その他 |

※ 当日、都合により出席できない場合は、事務局にご一報いただくと幸いです。

審議会事務局 東大和市都市建設部土木課交通安全対策係
電話：042-563-2111
内線1213

東大和市交通安全対策審議会委員 殿

東大和市長
尾 崎 保 夫

令和3年度第1回東大和市交通安全対策審議会の開催日等変更について（通知）

新緑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素から、交通安全対策につきましては、格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和3年5月10日（月）に開催予定でありましたところ、新型コロナウイルス感染拡大の影響による緊急事態宣言が発令されたことに伴い、下記のとおり日時・場所を変更して審議会を開催いたしますので、ご多用のところ恐縮ですが、ご出席いただきますようお願いいたします。

なお、緊急事態宣言が5月17日以降まで延長された場合は、第1回審議会を書面開催に変更いたしますので、併せてご連絡いたします。

記

- | | |
|-------|--|
| 1 日 時 | 令和3年5月17日（月）午前10時00分から |
| 2 場 所 | 中央図書館視聴覚室 |
| 3 内 容 | 1. 市長挨拶
2. 委嘱状の交付（新規委嘱者5人のみ）
3. 委員の自己紹介
4. 会長の選出
5. 会長挨拶
6. 職務代理者の指名
7. 諮問
8. 議題
（1）東大和市交通安全計画（令和3年度から令和7年度）
について
（2）その他 |

※ 当日、都合により出席できない場合は、事務局にご一報いただくと幸いです。

審議会事務局 東大和市都市建設部土木課交通安全対策係
電話：042-563-2111
内線1213

東大和市交通安全対策審議会委員 各位

東大和市交通安全対策審議会

会長職務代理者 池 田 政 次

令和3年度第1回東大和市交通安全対策審議会における書面会議の開催について（通知）

新緑の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当審議会にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、令和3年度第1回交通安全対策審議会につきましては、5月中の開催を目途として日程調整を行っておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、開催形式を書面会議とすることといたしました。

つきましては、下記のとおり実施いたしますので、ご確認の程、よろしく願いいたします。

記

1 内 容

(1) 諮問「東大和市交通安全計画」について・・・・・・ 別添資料3のとおり

(2) 議題 ア 東大和市交通安全計画についての説明・・・・ 別添資料4のとおり

イ その他（今後の審議会開催予定について）・・別添資料4のとおり

2 スケジュール

5月下旬 開催通知、資料及び回答書の送付

6月11日（金） 回答書の提出期限 ※返信用封筒をご利用ください。

6月下旬 回答書の取りまとめ等を各委員に送付

事務局 東大和市都市建設部 土木課 交通安全対策係

電話 042-563-2111 内線 1213

令和3年度第1回東大和市交通安全対策審議会（書面会議）資料

都市建設部土木課交通安全対策係

目 次

資料 1 . . . 令和 3 年度第 1 回東大和市交通安全対策審議会（書面会議）説明資料

資料 2 . . . 市長挨拶文

資料 3 . . . 諮問書「東大和市交通安全計画」について

資料 4 . . . 議題

（1）東大和市交通安全計画についての説明

（2）その他（今後の審議会開催予定について）

資料 5 . . . 交通安全対策基本法（抜粋）

資料 6 . . . 東大和市交通安全対策審議会設置条例

資料 7 . . . 東大和市交通安全対策審議会委員名簿

資料 8 . . . 東大和市交通安全計画作成に向けたスケジュール

《別添》 . . . 東大和市交通安全計画（平成 2 8 年度から平成 3 2 年度） 1 冊

令和3年度第1回東大和市交通安全対策審議会（書面会議）説明資料

配布資料について

- 1 資料2 市長挨拶文
本会議開催に向けた東大和市長からの挨拶文でございます。
- 2 資料3 諮問書「東大和市交通安全計画」について
東大和市交通安全計画（令和3年度から令和7年度）の作成にあたり、交通安全対策基本法第26条に基づき、その内容をご審議いただくため、市長から諮問されました。
- 4 資料4 議題
 - (1) 東大和市交通安全計画についての説明
 - (2) その他（今後の審議会開催予定について）
- 5 資料5 交通安全対策基本法（抜粋）
交通安全対策基本法第26条に基づき、市町村の交通安全計画を作成するとされています。
- 6 資料6 東大和市交通安全対策審議会設置条例
本条例第1条に規定する、東大和市の区域内における交通道德の高揚及び交通安全思想の普及徹底並びに道路環境の整備改善等を推進し、交通事故防止を図るため、市長の附属機関として本審議会は設置され、同条例第2条に基づき交通安全計画の作成について、市長の諮問を受けて答申する規定であります。
- 7 資料7 東大和市交通安全対策審議会委員名簿
東大和市交通安全対策審議会委員名簿です。
- 8 資料8 東大和市交通安全計画に向けたスケジュール
東大和市交通安全計画（令和3年度～令和7年度）を作成するスケジュールです。
- 9 別添 東大和市交通安全計画（平成28年度～平成32年度）1冊
これは5年前に作成した交通安全計画です。
参考として頂くため配布しました。

東大和市交通安全対策審議会の開催にあたって

日頃から、当市の交通安全対策事業にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和3年度第1回東大和市交通安全対策審議会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面開催とさせていただきました。委員の皆様のご理解に対しまして、感謝申し上げます。

さて、都内の交通事故発生状況を見ますと、全体的な事故件数は減少傾向にある一方で、高齢者の事故につきましては、依然として高い割合で発生しており、残念ながら多くの尊い命が失われていると伺っております。

このような痛ましい事故が起こらないようにするため、本審議会は、市内における交通道德の高揚と、交通安全思想の普及徹底、並びに道路環境の整備改善等を推進し、交通事故防止を図ることを目的として、設置しております。

市といたしましては、本審議会委員の皆様からのご意見等を踏まえまして、東大和警察署や交通安全協会と連携を図りながら、交通安全対策の一層の充実に取り組んでまいります。

また、本年度は、令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする「東大和市交通安全計画」を策定する年となっております。是非、委員の皆様からの忌憚のないご意見をいただきながら、交通事故などの交通災害から市民の皆様の生命身体を守り、さらに安全で安心な生活環境となるよう本計画を策定してまいります。

委員の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、皆様のご健勝を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

令和3年5月

東大和市長 尾崎 保夫

大 都 土 発 第 8 号
令 和 3 年 5 月 1 7 日

写

東大和市交通安全対策審議会会長 殿

東大和市長 尾 崎 保 夫

東大和市交通安全対策審議会設置条例（昭和37年5月21日条例第10号）第2条に基づき、下記の事項について諮問いたします。

記

- 1 諮問事項 東大和市交通安全計画（令和3年度から令和7年度）について
- 2 諮問理由 東大和市交通安全計画は、交通安全対策の総合的な推進を図るため、市内における交通事故などの交通災害から市民の生命を守り、安全で安心な生活環境を確保することを目的としております。
交通安全計画の作成にあたり、交通安全対策基本法第26条に基づき、その内容についてご審議を願いたくここに諮問するものであります。

議 題

(1) 東大和市交通安全計画についての説明

ア 基本的な考え方

(ア) 交通安全計画の作成

交通安全対策基本法に基づき、国が交通安全基本計画を作成し、都道府県はこの基本計画に従って交通安全計画を作成しています。

市町村においては、都道府県の交通安全計画に基づいて作成することとされています。

(イ) 計画作成の目的

東大和市の交通安全計画は、市内における交通事故などの交通災害から市民の生命を守り安全で安心な生活環境を確保することを目的として作成するものであります。

(ウ) 最近の交通事故現状

令和2年中における、全国の道路上での交通事故による死者数は、2,839人で前年比376人減少となり、統計開始以来最小となりました。

一方で、交通事故発生件数は、30万9,178件、負傷者数は、36万9,476人といずれも前年比約20%の減少で、それぞれ平成16年を境に連続減少しておりますが、昨年ここまで大きく減少したのは新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛が影響したと思われる。

しかし、その反面、車両の速度が上がったことや、自転車や二輪車の利用者が増加し、バイクなどの重大事故が増えたと思われ。

また都内では、発生件数及び負傷者数とも前年に比べて減少しましたが、死者数は155人と22人増加し、53年ぶりに全国ワーストとなりました。

一方、市内における交通事故死者数は、平成28年0名、29年2名、30年1名、31年2名、令和2年1名の方が亡くなられております。

市内での人身事故の発生件数は、平成28年(276件)から29年(242件)、30年(233件)と減少いたしましたが、平成31年(240件)、令和2年(272件)と2年連続で増加しました。

道路を取りまく状況は、経済活動や都市活動等ライフスタイルの多

様化、自転車利用者の増加、少子高齢化を背景とした高齢ドライバーの増加など、日々、目まぐるしく変化をしていることから、交通事故をはじめとする交通災害の防止は、従来にもまして緊急かつ重要な課題となっております。

そこで、人命尊重の理念のもとに、市民が安全で快適な生活環境のもと、健康で明るい生活の確保を目指すため、従来の施策を踏まえつつ、総合的な交通安全対策を強力かつ計画的に推進していくため、東大和市交通安全計画（令和3年度から令和7年度）を作成するものであります。

イ 計画作成までの方法

東京都においては、第11次交通安全計画が作成されました。

市が交通安全計画を作成する場合は、東京都の交通安全計画に基づき、市の実情に合った計画を作成することとなっております。基本的には東大和市交通安全計画（平成28年度から平成32年度）がベースになります。

事務局では、今後、委員の皆様にご審議いただき、その結果に基づいて取りまとめ等を実施して行きたいと考えております。

(2) その他（今後の審議会開催予定について）

今後は、次回の審議会において、東京都交通安全計画に基づいて事務局で作成した東大和市交通安全計画（案）の審議をしていただきます。

そこで、委員の皆様から頂いたご意見を参考にして、計画案を修正した後、市役所関係各課に計画案の内容を精査していただいた後、第3回目の審議会を開催し、修正した計画案の審議をしていただきます。

東大和市では、東大和市パブリックコメント実施要綱において、基本構想、基本計画及び個別行政分野における計画であって、市民等に影響を与えるものの策定又は変更には、パブリックコメントを実施するものとあります。

本計画は、「個別行政分野における計画」に該当し、パブリックコメント実施要綱でも定められていることから、第3回の審議会終了後、計画案のパブリックコメントを実施いたします。

パブリックコメントについては、市報で公表した後、30日間実施することとなります。

市ホームページでも、パブリックコメントの実施を広報するとともに、受付も行い、土木課窓口でも意見の受付と資料配布を行います。

受付終了後は、頂いたご意見をまとめ、第4回審議会を開催し、パブリックコメントの実施結果をご報告させていただきます。

第4回審議会の中で、計画案を決定し、同日、市長へ答申していただきます。

なお、令和3年度第2回東大和市交通安全対策審議会は、
令和3年7月16日（金）午後2時00分
から開催したいと考えております。

開催日程については、別紙回答書次回開催日時欄（同意・不同意）に○印を付してご回答ください。

正式な日程については、別途開催通知を送付いたします。

○交通安全対策基本法（抜粋）

(昭和四十五年六月一日)

(法律第百十号)

第六十三回特別国会

第三次佐藤内閣

改正 昭和四十六年六月二日法律第九八号

同五〇年七月一〇日同第五八号

同五八年一二月二日同第八〇号

平成一一年七月一六日同第一〇二号

同一一年一二月二日同第一六〇号

同一八年五月一七日同第三八号

同二三年八月三〇日同第一〇五号

同二五年六月一四日同第四四号

同二七年九月一日同第六六号

交通安全対策基本法をここに公布する。

交通安全対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十三条）

第二章 交通安全対策会議等（第十四条—第二十一条）

第三章 交通安全計画（第二十二条—第二十八条）

第四章 交通の安全に関する基本的施策

第一節 国の施策（第二十九条—第三十七条）

第二節 地方公共団体の施策（第三十八条）

第五章 雑則（第三十九条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、交通の安全に関し、国及び地方公共団体、車両、船舶及び航空機の利用者、車両の運転者、船員及び航空機乗組員等の責務を明らかにするとともに、国及び地方公共団体を通じて必要な体制を確立し、並びに交通安全計画の策定その他国及び地方公共団体の施策の基本を定めることにより、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

作成したときは、すみやかに、これを内閣総理大臣及び指定行政機関の長に報告するとともに、都道府県の区域内の市町村の長に通知しなければならない。

6 第四項の規定は都道府県交通安全計画の変更について、前項の規定は都道府県交通安全実施計画の変更について準用する。

(市町村交通安全計画等)

第二十六条 市町村交通安全対策会議は、都道府県交通安全計画に基づき、市町村交通安全計画を作成するよう努めるものとする。

2 市町村交通安全対策会議を置かない市町村の長は、前項の規定により市町村交通安全計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関の意見を聴かなければならない。

3 市町村交通安全計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 市町村の区域における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、市町村の区域における陸上交通の安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 市町村長は、市町村の区域における陸上交通の安全に関し、当該年度において市町村が講ずべき施策に関する計画（以下「市町村交通安全実施計画」という。）を作成するよう努めるものとする。この場合において、市町村交通安全実施計画は、都道府県交通安全実施計画に抵触するものであつてはならない。

5 市町村交通安全対策会議は、第一項の規定により市町村交通安全計画を作成したときは、速やかに、その要旨を公表するよう努めるとともに、市町村交通安全計画を都道府県知事に報告しなければならない。

6 市町村長は、第四項の規定により市町村交通安全実施計画を作成したときは、速やかに、これを都道府県知事に報告しなければならない。

7 第二項及び第五項の規定は市町村交通安全計画の変更について、前項の規定は市町村交通安全実施計画の変更について準用する。

(平二三法一〇五・一部改正)

(地方公共団体の長の要請等)

第二十七条 地方公共団体の長は、都道府県交通安全計画又は市町村交通安全計画の的確かつ円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、当該地方公共団体の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、これらの者が陸上交通の安全に関し処理すべき事務について、必要な要請をし、又は法令の定めるところにより必要な勧告若しくは指示をすることができる。

第二十八条 地方公共団体の長は、当該地方公共団体の区域における海上交通又は航空交通の安全に関し必要があると認めるときは、交通安全基本計画又は交通安全業

○東大和市交通安全対策審議会設置条例

昭和37年5月21日

条例第10号

改正 昭和45年10月1日条例第19号

昭和49年10月1日条例第30号

平成28年6月6日条例第19号

(設置)

第1条 東大和市の区域内における交通道德の高揚及び交通安全思想の普及徹底並びに道路環境の整備改善等を推進し、交通事故防止を図るため、市長の附属機関として東大和市交通安全対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条の目的を達成するため、市長の諮問に応じ交通事故防止対策に関する必要な事項を審議して答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、会長及び次に掲げる者につき市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(1) 学識経験のある者 5人以内

(2) 関係行政機関の職員 5人以内

(任期)

第4条 前条第1号の委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長の設置及び権限)

第5条 審議会に会長を置き、その選任方法は、第3条第1号の委員の互選による。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 会議の招集は、開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項とともに会長があらかじめこれを委員に通知して行うものとする。

(定足数及び表決数)

第7条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会は、専門の事項を審議するため必要と認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織する。

(部会の議事)

第9条 審議会は、その議決により部会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

2 部会の議事の定足数については、第7条の規定を準用する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、都市建設部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和45年10月1日条例第19号)

この条例は、昭和45年10月1日から施行する。

付 則 (昭和49年10月1日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年6月6日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定(「1年」を「2年」に改める部分に限る。)は、平成28年7月1日から施行する。

[参考]

○地方自治法—138の4・③

東大和市交通安全対策審議会委員名簿

(任期 令和2年7月1日～令和4年6月30日 学識経験者のみ)

構成	氏 名	摘 要	任 期
学識 経験者	◎ <small>みや ぎき みつ お</small> 宮 崎 光 男	シニアクラブ 連合会理事	～R4.6.30
	◎ <small>ゆ ざわ まさし</small> 湯 沢 仁	交通安全協会 東大和支部役員	～R4.6.30
	<small>いけ だ まさ つぐ</small> 池 田 政 次	スクールガード リーダー	～R4.6.30
	◎ <small>こく よし たか こ</small> 國 吉 隆 子	交通安全協会 東大和支部役員	～R4.6.30
	<small>よし だ ま き</small> 吉 田 真 紀	P T A連合協議 会 副会長	～R4.6.30
関係行政機 関職員	<small>なか ま けん じ</small> 中 間 建 二	市議会議長	R1.5.21～
	◎ <small>うえ き おさむ</small> 植 木 修	都北多摩北部建設事務所 管理課長	R3.4.1～
	◎ <small>ひさ もり まこと</small> 久 森 信	第三中学校長	R3.4.1～
	<small>す とう けん いち</small> 須 藤 健 一	北多摩西部消防署 警防課長	R2.4.1～
	<small>ひら い みち よし</small> 平 井 通 善	東大和警察署 交通課長	R1.9.9～

※ ◎は委嘱状の交付委員

会 長

職務代理者 池田 政次

○ 学識経験者の任期について

東大和市交通安全対策審議会設置条例

第4条 学識経験のある委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

東大和市交通安全計画（令和3年度～7年度）作成に向けたスケジュール

（交通安全対策審議会）

	開催日時等	内 容
第 1 回	書面開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委嘱状の送付 ・ 東大和市交通安全計画について（市長から審議会への諮問） ・ 事務局から基本的な考え方について説明
第 2 回	令和3年7月中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会長の選出及び職務代理者の指名 ・ 東大和市交通安全計画（案）について審議
庁内調査	庁内調査 9月末までに終了	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内関係課（企画課・都市計画課・高齢介護課・教育総務課・秘書広報課・防災安全課・環境課・保育課・福祉推進課）に内容の精査を依頼する。
第 3 回	令和3年10月中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東大和市交通安全計画（案）について審議
パブコメ	令和3年12月1日から12月30日までの30日間	<ul style="list-style-type: none"> 11月の庁議に付議予定 ・ パブリックコメントを募集
第 4 回	令和4年1月又は2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東大和市交通安全計画（答申案）について審議（引き続き答申を実施） ・ 審議会々長が市長に答申書を手渡す
予 定	令和4年2月（庁議）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁議に報告 ・ 決定起案
予 定	令和4年第1回市議会定例会の開催中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市議会議員へ配布

実施場所は会議棟もしくは中央公民館等の市施設を予定。

※ それぞれの時期については、予定であり、前後することがあります。

令和3年度第1回 東大和市交通安全対策審議会（書面会議）回答書

氏名	
<p>第1 資料3～8をご確認いただき、下記について、ご意見等ありましたらご記入をお願いいたします。</p> <p>1 諮問について</p> <p>2 議題（1）東大和市交通安全計画についての説明</p> <p>（2）その他（今後の審議会開催予定について）</p> <p>次回開催日時（同意・不同意）</p> <p>※どちらかに○印をお付けください。</p> <p>第2 その他ご意見等ありましたらご記入ください。</p>	

※回答書は、令和3年6月11日（金）までにご返送ください。

連絡先：都市建設部土木課交通安全対策係 北村・原 電話：042-563-2111（内1213）

大交審発第1号
令和3年6月16日

東大和市交通安全対策審議会委員 各位

東大和市交通安全対策審議会
会長職務代理者 池田 政次

令和3年度第1回東大和市交通安全対策審議会（書面会議）
に係る回答書の取りまとめについて（報告）

梅雨の候、ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃から、当審議会にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、令和3年度第1回東大和市交通安全対策審議会（書面会議）に係る回答書の意見及びそれに対する市の考え方を取りまとめましたので、下記のとおりご報告いたします。

お忙しい中、ご意見を賜りありがとうございました。

記

1 送付物

令和3年度第1回東大和市交通安全対策審議会（書面会議）回答書取りまとめ

事務局 東大和市都市建設部 土木課 交通安全対策係
電話042-563-2111 内線1213

令和3年度第1回東大和市交通安全対策審議会（書面会議）

回答書 取りまとめ

第1 1 諮問について（資料3）

通し 番号	委員からの意見	市の考え方
—	なし	

2 議題（1）東大和市交通安全計画についての説明

通し 番号	委員からの意見	市の考え方
1	・資料4 2頁1行目の少子高齢化を高齢化と訂正	訂正させていただきます。

2 議題（2）その他（今後の審議会開催予定について）

通し 番号	委員からの意見	市の考え方
—	全委員から同意をいただきました	

第2 その他

通し 番号	委員からの意見	市の考え方
1	・自転車運転のルールが一般に理解されていない。ルールを周知する方策を考えたい。	今年度作成する東大和市交通安全計画で、「自転車の安全利用の推進」を重点目標に掲げ、警察署や関係機関等と連携し、自転車の正しい通行方法等に関する広報啓発活動を推進することにより、地域社会全体での交通ルールとマナー向上の気運を高めていきたいと考えております。